

お知らせ

消費税率の変更(8%⇒10%)に伴う本校の取扱い

2019年10月1日(火)から、消費税率が変更(税率10%)されることに伴い、本校では下記のように消費税を取扱いますのでお知らせします。

記

【新消費税(税率10%)の取扱い時期】

2019年10月1日(火)からの教習等(役務発生)の料金が対象となります

～ 皆様へお願い ～

消費税率変更に伴い、会計業務に時間を要しますので、9月30日まで
に実施(発生)した補習料・有料欠席料・再検定料等(消費税8%)
につきましては、9月中にお支払い下さい。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。